

名寄帳請求のご案内

郵送で請求される場合、同封していただくもの

- ①固定資産税都市計画税課税簿兼土地家屋名寄帳の交付申請書（別紙）
（必要事項の記載があれば、上記様式以外でも請求いただけます。）
- ②手数料分の定額小為替証書
（ゆうちょ銀行発行）※無記名のまま同封してください
- ③本人確認書類（写し可）
 - 1点必要 官公署が発行した顔写真付の証明書
（運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード（有効期限内かつ顔写真付きのもの など）
上記がご用意できない場合については、下記を2点同封してください。
 - 2点必要 官公署が発行した書類又は本人しか持ち得ないもの
（健康保険証・介護保険証・納税通知書・診察券 など）
- ④返信用封筒（宛先記入・切手貼付したもの）
- ⑤下記必要書類

手数料について

手数料1名義200円

単有名義と共有名義の場合、それぞれ別名義になります。

また、縦覧期間中に限り、縦覧年度の名寄帳は無料となります。

※縦覧期間とは4月1日から第1期納期限までを指します。

期間内に市役所に到着したものが無料となりますので、ご注意ください。

必要書類について

申請者が納税義務者の方でない場合、下記にあてはまる方に関しては、必要書類添付の上で請求することができます。

- 法人名で請求または委任される場合

法人名・住所を記入し、代表者印を押印の上、担当者の本人確認書類及び社員証（名刺可）を添付してください。

※法人名・住所を自書する場合は、押印不要です。

○申請者が納税義務者の代理人の場合

所有者（もしくはその相続人）の方が署名・捺印された「委任状」を添付してください。 ※氏名を自書する場合は、押印は不要です。

○納税義務者の同一世帯者の場合

伊東市に住民票をお持ちでない方は、「住民票」等の同一世帯者であると証明できる書類を添付してください。

（実際に同居されている場合でも、同一世帯でない場合は委任状が必要となります。）

○1月2日以降に所有権移転された場合

売買などで新たな所有者になられた方は、「売買契約書」等の所有権移転を証明できる書類、または「登記事項証明書」等の所有権移転登記完了を証明できる書類を添付してください。請求できる資産は所有権移転対象部分のみです。

○申請者及び委任者が相続人の場合

所有者の死亡が確認できるもの及び所有者と相続人との相続関係がわかる書類を添付してください。

（「戸籍謄本」、「除籍謄本」、「住民票」、「遺産分割協議書」など）

○借地人・借家人の場合

「賃貸借契約書」等の賃貸借契約が確認できる書類を添付してください。請求できる資産は賃貸借の対象となっている部分（借家の場合は、その家屋の敷地となっている土地を含む）のみです。

そのほか、不明な点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

〒414-8555

静岡県伊東市大原2丁目1番1号

伊東市役所総務部課税課資産税係

Tel 0557 (32) 1275~1277